滑川市農業委員会総会議事録

１．　会議の日時　　令和６年３月５日（火）　午後３時から

２．　会議の場所　　市役所東別館３階中会議室

３．　会議に付した議案等

議案第 39 号　　農地法第３条の規定による許可申請に関する件
申請人　　●●●●

議案第 40 号　　農地法第５条の規定による許可申請に関する件
申請人　　●●●●　他３件

議案第 41 号　　滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人　　滑川市長　水野　達夫

議案第 42 号　　農用地利用集積計画の策定について
申請人　　滑川市長　水野　達夫

報告第１号　　農地参考賃借料及び農作業標準料金の改訂について

・農地等の利用の最適化の推進について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

４．　委員の出欠
（出席農業委員・８名）
松井　滋樹、澤田　博行、中屋　作之、石原　忠則、江下　博、高橋　美彦、
新村　剛、杉本　久美子
（出席推進委員・７名）
黒田　敏弘、岩田　秀雄、浦田　弘、荒舘　正治、滝川　裕子、開田　豊一、
伊藤　久義
（欠席委員・１名）
石黒　明

５．　事務局（３名）
石井事務局長　村田主任　大竹主任

６．会議の要旨
午後３時 00 分　　開会

会　　長　　本日、石黒委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、中屋　作之委員、石原　忠則委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会　　長　　議案第 39 号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件についてですが、こちらの案件の譲受人が●●●●推進委員ですので、この件に関しまして●●●●推進委員には発言を控えていただき、会議を進めていきたいと思います。
では、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 39 号１番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●　外１筆、田です。
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請者は、譲渡人が●●●●から相続した農地ですが、●●●●をしており農業への従事が困難であったことから譲受人である●●●●に譲渡するものです。譲受人は、このたび定年を機に●●●●の構成員となり、農業者として耕作に従事することとし、申請地が譲受人の自宅から徒歩１分以内の場所であることから、年間通して管理していきます。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先週末に現地確認をしましたが、特に問題ないと思います。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会　　長　　続きまして、議案第 40 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 40 号１番について朗読及び説明）

申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（商業地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、事務所建築用地です。
申請者（譲受人）である●●●●は、●●●●と●●●●の２箇所に賃貸で事務所を有し、●●●●として、●●●●等にあたっています。この度、業務の効率化・集約化を考え、申請地に本社事務所を新築することを計画しました。
このことから、市街地にあり、交通の便もよく環境が整った申請地が適地と判断され、関係者の同意を得、本社事務所及び社員駐車場 12 台、社用車２台、来客用２台分の駐車場を整備する予定としています。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止するとともにメッシュフェンスで囲い、隣接地に配慮します。雨水は、前面道路既存側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先日、●●●●推進委員と現地確認してきました。特に問題ないと思います。

事 務 局　　事前に●●●●推進委員より意見をいただいておりまして、この件については問題ないとのことです。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 40 号２番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第１種住居地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、住宅分譲地です。
譲受人は、●●●●で●●●●を営んでいます。●●●●では住宅分譲が進み、譲受人のところにも●●●●の●●●●等から●●●●の問合せがあり、新たな分譲地の造成を計画し、適地を探していたところ、申請地が市街地の区画整理地内にあり、幹線道路、鉄道駅、商業施設等が周囲にあり住環境に優れていることから関係者の同意を得、４区画分を整備することとして今回申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面及び側面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　こちらも●●●●推進委員と現地を確認してきましたが、特に問題はありません。

事 務 局　　こちらの件につきましても、事前に●●●●推進委員より意見をいただいておりまして、この件についても特に問題ないとのことです。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理　　では、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 40 号３番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第２種中高層住居専用地域）の農地であることから、第３種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、住宅分譲地です。
譲受人は●●●●で●●●●を営んでいます。●●●●では、住宅分譲が進み、譲受人のところにも●●●●の●●●●等から●●●●の問合せがあり、新たな分譲地の造成を計画し、適地を探していたところ、申請地が区画整理地内にあり、幹線道路、教育施設、商業施設等が周囲にあり住環境に優れていることから関係者の同意を得、３区画分を整備することとして今回申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面及び側面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

職務代理　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　地図をご覧のとおり区画整理地内の農地であり、また、周りはすでに住

宅化しており、転用には問題ないと思います。

推進委員　先ほどご報告のあった通り、周りは住宅化しているところであり、耕作できる場所ではないと思いますので、特に問題ないと思います。

職務代理　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　（議案第 40 号４番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第２種中高層住居専用地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、住宅分譲地です。
譲受人は●●●●で●●●●を営んでいます。●●●●では、住宅分譲が進み、譲受人のところにも●●●●の●●●●等から●●●●の問合せがあり、新たな分譲地の造成を計画し、適地を探していたところ、申請地が区画整理地内にあり、幹線道路、教育施設、商業施設等が周囲にあり住環境に優れていることから関係者の同意を得、３区画分を整備することとして今回申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面及び側面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。
なお、２番から４番までの譲受人は同一となっていますが、同時進行で整備を行うことにより、造成費用を節約しできるだけ求めやすい価格での分譲を予定しているものです。

職務代理　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　この件につきましても区画整理地内の農地であり、周りは住宅化しているため転用には何ら問題ないと思います。

推進委員　今ほど報告のありました通り、周りは住宅化しており、私も転用には問題ないと思います。

職務代理　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）

それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会　　長　続きまして、議案第 41 号　滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　５ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について、６ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。
７ページをお願いします。除外願出件数１件、１筆、除外面積 1,058 ㎡。除外願出地は、●●●●、1,058 ㎡。除外後の用途は、資材置場です。
申請地の位置図は８ページのとおりです。９ページは除外地番一覧表となります。

会　　長　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、異議なしということで、議案第 41 号については適正である旨、市長に答申することといたします。

会　　長　続きまして、議案第 42 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　10 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第５条第１項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第１項の規定により、11 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
12 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 25 件、借り手 14 件で、面積合計は 154,541 ㎡で、うち新規は 15 件、84,140 ㎡になります。詳細は 13～18 ページに記載のとおりです。

会　　長　この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

会　　長　続きまして、報告第１号　農地参考賃借料及び農作業標準料金の改訂について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　農業委員会の業務の一環として毎年農地の賃借料を、３年に１度農作業標準料金を、市の広報、市ホームページ、ＪＡアルプス広報の折込チラシでご案内しています。

平成21年度の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、料金設定に関して法令に基づく根拠は無くなりましたが、公平な料金の目安を示してほしいとの要望等もあり、引き続き改訂作業を行っており、現在適用の農地参考賃借料は毎年改訂を行っていることから見直しするものです。

20ページをご覧ください。県農業会議が示す金額により計算した結果、令和６年分については、前年比で変更はありません。なお、これはあくまで参考数値であって、生産条件等により、当事者間の同意のもと決定していただくものになります。続きまして21ページについては、これまでの賃借料の推移を参考に掲載しています。今後、印刷の発注をし、19ページの令和６年分の農地参考賃借料を配布する予定としております。

22ページをご覧ください。県農業会議が示す金額により計算した結果、令和６年～８年分については、前回比で二重下線の部分が５円～2,600円の増額となっています。また、動力散布・労力・乾燥調製については県農業会議が示す指標がないため、関係者で協議したところ、農業会議が示す前回改訂からの上昇率がおおむね８％程度であることから、燃料費・電気代に関するものについて８％上乗せし、100円未満切り捨てした結果、乾燥・調整を100円あげることとしたものです。

23ページをご覧ください。こちらもこれまでの農作業料金の推移を掲載しておりますが、前回改訂が令和４年であることから、本来は令和７年の改訂を予定していましたが、県農業会議が昨今の資材・燃料・農業機械の高騰により著しい価格の変動が認められるとして、１年前倒しで改訂したため、当委員会もこれに倣うものです。

賃借料と同時に、22ページの令和６～８年分の農地参考賃借料を配布する予定としております。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

会　　長　　こちらはあくまでも参考資料ということで、何か目安がないと自分たちだけでは決めにくいということで示すものです。（料金について）高い安いの意見はあると思いますが、資料の下にも書いてある通り、（最終的には）当事者間で決めていただくものです。

委　　員　　●●●●では、逆に（土地の所有者が）耕作者に（管理料として）支払いをしている状態になっている。

会　　長　　●●●●（●●●●の方）でも似たようなことになっていると聞いたことがあります。

委　　員　　（●●●●に）そういうところがあります。

会　　長　　昨今、米の値段は下がり、田んぼの管理もするとなると大変なので、様子を見ながら（賃料等を）それぞれ決めておられるのだと思います。

委　　員　　ちなみに（●●●●では）土地の所有者が耕作者へ、反あたり15,000円支払うことになっている。大きい田んぼは10,000円（支払う）。

推進委員　　やはり、私どもの近隣でもその方向（耕作者へ支払う方向）になっていっています。金額は田んぼによってそれぞれですが、反あたり15,000円支払って耕作してもらっているとすると、1町もっていると大変な出費です。また、飯米は支給ではなく有料で買わされる。そういうのが世の中で通用するようになったのかなと。我々（耕作者）からすると、通用するようになってほしいと思いますが。

会　　長　　大変な時代になってきたと思います。

会　　長　　ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
では、この件に関しましては終了いたします。

その他
・農地等の利用の最適化の推進について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

会　　長　　これで、審議は終了しました。

午後３時50分　閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和　　年　　月　　日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員